第五条第一項の表中

三の二　第二条第二号の二のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第十二号第四改訂版
三の三　第二条第二号の三のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	

を

三の二　第二条第二号の二の操作装置	第百二十一号
三の三　第二条第二号の三のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第十二号第四改訂版
三の四　第二条第二号の四のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	

に、

五　第二条第五号の制動装置	第十三H号
五の二　第二条第五号の二の制動装置	第七十八号第三改訂版
五の三　第二条第五号の三の電波障害防止装置	第十号第四改訂版
五の四　第二条第五号の四の原動機用蓄電池	第百号第二改訂版
五の五　第二条第五号の五の感電防止装置	
五の六　第二条第五号の六のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第二改訂版
五の七　第二条第五号の七のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	

を

四の四　第二条第四号の四の制動装置	第七十八号第三改訂版
五　第二条第五号の制動装置	第十三H号
五の二　第二条第五号の二の制動装置	第十三号第十一改訂版
五の三　第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十一改訂版
五の四　第二条第五号の四の電波障害防止装置	第十号第四改訂版
五の五　第二条第五号の五の原動機用蓄電池	第百号第二改訂版
五の六　第二条第五号の六の感電防止装置	
五の七　第二条第五号の七のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第二改訂版
五の八　第二条第五号の八のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	

に

改め、同条第二項中「（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。）」を削る。

第三号様式中

第二条第三号の二のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	8以上
第二条第三号の三のフルラップ前面衝突時の乗員保護及び感電防止装置	

を

第二条第三号の二の操作装置	8以上
第二条第三号の三のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	
第二条第三号の四のフルラップ前面衝突時の乗員保護及び感電防止装置	

に、

第二条第四号の三のイモビライザ	6以上
第二条第四号の四の制動装置	8以上

を

第二条第五号の三の電波障害防止装置	6以上
第二条第五号の四の原動機用蓄電池	8以上
第二条第五号の五の感電防止装置	
第二条第五号の六のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の七のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	

に

第二条第五号の三の制動装置	6以上
第二条第五号の四の電波障害防止装置	8以上
第二条第五号の五の原動機用蓄電池	
第二条第五号の六の感電防止装置	
第二条第五号の七のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の八のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	

改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府・経済産業省告示第四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十八の二第三項の規定による特定投資事業有限責任組合契約の指定に伴い、同条第六項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約を指定するための基準を定める件（平成二十五年内閣府・経済産業省告示第二号）第一条第二項各号に掲げる事項を次のとおり告示する。

平成二十五年八月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充